

公共料金問題 参考資料
(抜粋)

平成24年2月
消費者委員会

参考資料目次

【共通】

- 消費者庁及び消費者委員会設置法（抜粋）
- 公共料金について（「消費者庁HP」から抜粋） (P. 1)
- 消費者物価指数と重要な公共料金等
- 物価安定政策会議の開催について（**主要な調査課題**） (P. 3)
- 「公共料金の構造改革：現状と課題」等物価安定政策会議の主な議論の抜粋
- 消費者委員会における調査審議の軌跡（**取組の状況**と有識者ヒアリング結果） (P. 4)

【項目1（消費者庁）】

- 関係法令等
- 事業横断的ガイドラインの概要
- 東京電力に関する経営・財務調査委員会報告書指摘内容（抄） (P. 5)
- 「消費者基本計画」等（抜粋） (P. 6)
- 審議会等における委員の選任等の状況 (P. 8)
- 物価担当官制度の設置について
- 公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて（物価担当官会議申合せ）
- 閣僚会議の開催について (P. 9)
- 公共料金に関する研究会の立ち上げについて（消費者庁公表資料） (P. 14)
- 取組課題として盛り込む論点について（消費者庁「第1回公共料金に関する研究会」（平成24年2月24日開催）資料3より） (P. 16)

【項目2（1）（国土交通省）】

- 関係法令等
- 鉄軌道業の情報提供ガイドライン（新ガイドライン）について
- 鉄道運賃の決まり方（「消費者庁HP」から抜粋）
- 加算運賃が設定されている鉄道区間の現状 (P. 18)
- 加算運賃に関する国会での議論（議事録より抜粋）
- 運輸審議会半年報からの抜粋（軽微認定事案） (P. 19)
- 運輸審議会発表案件の例（22年度、23年度） (P. 20)

【項目2（2）（経済産業省）】

- 関係法令等
- 電気料金情報公開ガイドライン
- 電気料金の改定プロセス
- 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の設置について
- 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（案）のポイント (P. 22)
- 東京電力に関する経営・財務調査委員会の開催について
- 東京電力に関する経営・財務調査委員会報告の概要

公共料金について（「消費者庁HP」から抜粋）

我が国は市場経済を基本としており、サービスの料金や商品の価格は、市場における自由な競争を通じて決められることが原則となっています。

しかし、料金や価格の中には、国会、政府や地方公共団体といった公的機関が、その水準の決定や改定に直接関わっているものがあります。これらは総称して公共料金¹と呼ばれています。税金や社会保険料も公的機関が決めています。これはサービスや商品の対価としての料金や価格ではないため、公共料金には含まれません。

これらの公共料金をその決定方法で分類してみると、国会や政府が決定するもの、政府が認可するもの、政府に届け出るもの、地方公共団体が決定するもの、に大きく分けられます。

まず、国会や政府が決定するものとしては、社会保険診療報酬、介護報酬などがあります。政府が認可・上限認可するものでは、電気料金、鉄道運賃、都市ガス料金、乗合バス運賃、高速道路料金などが代表的です。政府に届け出るものとしては国内航空運賃などがあり、電気料金や都市ガス料金は引下げ改定の場合、鉄道運賃、乗合バス運賃は上限価格の範囲内での改定の場合は、それぞれ届出制となっています。また、地方公共団体が決定するものとしては、公営水道料金、公立学校授業料、公衆浴場入浴料、印鑑証明手数料などが挙げられます。

公共料金は多岐にわたっているようですが、サービスなどの性質や分野はある程度限定されています。まず、光熱代、すなわちエネルギー供給の分野があります。また、通勤や通学、国内旅行などの移動に必要となる交通関連と電話料金や郵便料金といった通信関連があります。このほか、授業料、教科書といった教育関連、上下水道やごみ収集などの清掃代等の公衆衛生関連も重要な分野です。また、一般行政関連として、印鑑証明手数料など行政サービスの対価としての料金が分類できます。

◆決定方法による分類

国会や政府が決定するもの	社会保険診療報酬、介護報酬
政府が認可・上限認可するもの	電気料金、鉄道運賃、都市ガス料金、乗合バス運賃、高速自動車国道料金、タクシー運賃、郵便料金（第三種・第四種郵便物の料金）
政府に届け出るもの	電気通信料金（固定電話の通話料金など）、国内航空運賃、郵便料金（第一種・第二種郵便物の料金等） ※電気料金、都市ガス料金の引下げ改定 ※鉄道・乗合バス運賃の上限価格の範囲内での改定
地方公共団体が決定するもの	公営水道料金、公立学校授業料、公衆浴場入浴料、印鑑証明手数料等

(注) 1. NTT東西の加入電話サービスに係る基本料、施設設置負担金、市内通話料、県内市外通話料等は、上限価格規制（プライスカップ規制）が適用されている（平成12年10月～）。

2. 封書のうち25g以下の第一種定形郵便物、郵便書簡、通常葉書の料金は、上限が設定されている。

◆ 公共料金と消費者物価指数のウエイト

平成22年基準		
	品 目	ウエイト
住居	281公営・都市再生機構・公社家賃	40
	(282公営家賃)	22
	(283都市再生機構・公社家賃)	18
	305火災保険	49
光熱・水道	308電気代	317
	310都市ガス代	96
	315水道料	100
	316下水道料	62
家具・家事用品	384清掃代	13
	(385し尿処理手数料)	4
	(386リサイクル料金)	9
保険医療	499診療代	196
交通・通信	506鉄道運賃(JR)	75
	(507普通運賃(JR))	32
	(508料金(JR、在来線))	8
	(509料金(JR、新幹線))	16
	512鉄道運賃(JR以外)	45
	516一般路線バス代	19
	517高速バス代	5
	518タクシー代	18
	519航空運賃	22
	520高速道路料金	27
	(521高速自動車道料金)	21
	(522都市高速道路料金)	7
	545自動車免許手数料	2
	546自動車保険料(自賠責)	34
	547自動車保険料(任意)	168
	551はがき	3
	552封書	8
	553固定電話通信料	93
	555運送料	15
教育	563公立高校授業料	7
	565国立大学授業料	13
	568公立幼稚園保育料	3
	572教科書	4
教養・娯楽	655受信料	78
	(656放送受信料(NHK))	43
	(657放送受信料(ケーブル))	29
	(658放送受信料(NHK・ケーブル以外))	5
	668プール使用料	3
	670美術館入館料	10
672競馬場入場料	2	
諸雑貨	725たばこ	53
	729損害保険料	122
	730保育所保育料	52
	731介護料	11
	732印鑑証明手数料	3
	733戸籍抄本手数料	3
	734パスポート取得費	3
参考	公共料金財(電気・ガス・水道・教科書・たばこ)	569
	公共サービス料金	1200
	公共料金	1769
	消費者物価指数(総合)	10000
出所: 消費者庁HP		

5. 物価安定政策会議における主なテーマ(平成13～21年)

●物価安定政策会議における主要な調査課題

	開催日	議事
第46回	平成21年3月26日	最近の物価動向について タクシー事業を巡る諸問題の検討結果(交通政策審議会答申)の報告 燃料費調整制度の見直しについて(電気事業分科会第1次報告)の報告
第45回	平成20年10月24日	タクシー事業を巡る諸問題の検討状況について 電気料金の見直しについて
第44回	平成20年6月13日	原材料価格の高騰が生活関連物資等の価格等に与える影響について
第43回	平成20年2月28日	電子商取引が物価等に与える影響に関する調査委員会報告書について 最近の物価動向について
第42回	平成19年11月13日	電子商取引が物価等に与える影響に関する調査委員会における 議論の経過報告 東京地区タクシーの上限運賃改定の報告
第41回	平成19年5月31日	東京地区タクシーの上限運賃改定について
第40回	平成19年4月19日	東京地区タクシーの上限運賃改定について
第39回	平成18年12月4日	最近の物価動向について 公共料金の現状等について 電子商取引が物価及び消費者の購買活動に与える影響について
第38回	平成18年6月27日	最近の物価動向について 公共料金の現状等について 公共料金分野における規制影響分析ガイドラインについて
第37回	平成17年9月26日	公共料金分野における規制影響分析ガイドライン中間報告について 公共料金の現状について
第36回	平成17年2月3日	大手民鉄3社の運賃改定問題について
第35回	平成16年10月27日	公共料金の現状について 規制影響分析(RIA)について
第34回	平成15年6月18日	NTT東西のプライスカップ設定について
第33回	平成15年3月6日	公共料金分野における情報公開のフォローアップ報告書について
第32回	平成14年10月15日	公共料金分野における情報公開のフォローアップについて
第31回	平成13年9月25日	我が国の物価情勢について

●電子商取引が物価等に与える影響に関する調査委員会

第1回	平成19年2月1日
～	～
第6回	平成20年1月21日

●公共料金分野における規制影響分析検討委員会 (電力、電気通信、鉄道の各ワーキンググループ)

平成16年12月1日
～
平成18年6月13日

●公共料金情報公開推進検討会

第1回	平成14年11月5日
～	～
第11回	平成15年2月24日

●物価安定政策会議特別部会 (基本問題検討会)

平成13年4月23日	「公共料金の構造改革:現状と課題」
～ 平成14年6月25日	

出典:平成24年2月24日(金)

消費者委員会における調査審議の軌跡

1. 消費者委員会の取り組み (2011年9月～)

○「公共料金」担当委員(※)中心に検討を開始

- ※「公共料金」担当委員 ・山口 広 委員長代理 (弁護士)
- ・小幡 純子 委員 (上智大学法科大学院長)
- ・細川 幸一 委員 (日本女子大学家政学部教授)

2. これまでの審議状況等

- 平成 23 年 11 月 11 日 第 73 回消費者委員会
「消費者基本計画の検証・評価・監視について (公共料金)」
消費者庁からヒアリング
- 平成 23 年 12 月 13 日 第 77 回消費者委員会
「公共料金について」 第 1 回有識者ヒアリング
 - ・古城 誠 上智大学法学部長 【別添資料参照】
 - ・惣宇利 紀男 大阪市立大学名誉教授・(財)関西消費者協会理事長 【別添資料参照】
- 平成 24 年 1 月 31 日(火) 委員間打合せ
「公共料金について」 第 1 回関係省庁ヒアリング
国土交通省からヒアリング
- 平成 24 年 2 月 8 日(水) 委員間打合せ
「公共料金について」 第 2 回関係省庁ヒアリング
経済産業省からヒアリング
- 平成 24 年 2 月 14 日(火) 第 81 回消費者委員会
「公共料金について」 第 2 回有識者ヒアリング
 - ・舟田 正之 立教大学法学部教授【別添資料参照】
 - ・山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授【別添資料参照】
- 平成 24 年 2 月 28 日(火) 第 82 回消費者委員会
「公共料金について」
消費者庁・国土交通省・経済産業省(資源エネルギー庁)に建議

※上記有識者ヒアリング、関係省庁ヒアリングの他、委員間打ち合わせ、担当委員打ち合わせ等の場で検討。なお、担当委員を中心に関係各省を訪問しての調査等も実施。

東京電力に関する経営・財務調査委員会報告書指摘内容（報告書 P137、P150）（抄）

(ii) 第三者による規制料金の適正性の確認、妥当性の評価

第三者による料金の適正性の確認、妥当性の評価のためには、届出時と実績の料金原価の乖離を検証することが考えられるが、現行の電気料金情報公開ガイドラインの下では、上記検証を行うために必要な数値（個別原価プロセス等を通じ、各需要種別の料金を算出するために必要な詳細な数値及び実績値等）情報の公開がないため、事実上、第三者が上述のような意味での名目値ベースでの料金の適正性の確認、妥当性の評価を行うことは不可能となっている。

加えて、この電気料金情報公開ガイドラインに従えば、東電が原価算定期間を超えても料金改定を行わない場合には、その理由を説明することとされている。

しかし、この点について、直近 10 年間の東電の情報開示の状況は以下のとおりであり、経営効率化、費用削減に努めることへの言及はあるものの、原価算定期間を超えても料金改定を行わない理由についての直接的な言及はない。

図表6.1.1.3. (21) 原価算定期間を超えても、料金改定を行わない理由

平成13年	上期は原価算定期間に該当、平成14年4月の改定実施を表明（平成13年11月）
平成14年	原価算定期間に該当
平成15年	特段の言及なし
平成16年	平成16年10月の改定実施を表明（平成16年5月）
平成17年	上期は原価算定期間に該当、平成18年4月の改定実施を表明（平成17年11月）
平成18年	原価算定期間に該当
平成19年	今後の電気料金につきましては、円安の進展や金利の上昇、平成19年度税制改正に伴う減価償却費負担の増加など、費用の増加要因があることなどから、当面は現行料金を維持しつつ、一層の経営効率化に努めるとともに、財務体質の改善など事業基盤を強化することにより、長期的な料金の低廉化を目指してまいりたいと考えております。（18年度決算発表時）
平成20年	東京電力グループの総力をあげて徹底した費用削減に努め、当面は現行の電気料金を維持してまいりたいと考えています。（19年度決算発表時）
平成21年	引き続き東京電力グループの総力をあげて徹底した費用削減に努め、当面は現行の電気料金を維持してまいりたいと考えています。（20年度決算発表時）
平成22年	当面は現行の電気料金を維持しつつ、引き続き最大限の経営効率化に努めてまいりたいと考えています。（21年度決算発表時）

こうした点をふまえると、電気料金情報公開ガイドラインに基づく、東電の情報開示の状況は十分であるとは評価しがたく、事業者としての説明責任を十分果たしているとは言い難いと考えられる。

(1) 総原価の適正性

③ 託送料金等の適正性評価について

・電気料金ガイドラインについて見直し、第三者による料金の適正性の確認、料金の妥当性評価がしっかりと行われるようにすべきではないか。

・特に託送料金については、IPP、PPS 等の事業者の競争条件に影響することであることから、特に透明・中立であることが求められており、規制当局が十分な情報公開を求めることが必要ではないか。

「消費者基本計画」、
「平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」(抜粋)

●消費者基本計画(抜粋)

第2 消費者政策の基本的方向

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

政府は、商品と役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講じます。また、国民の消費生活において重要な公共料金等については、その決定、認可等に当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めます。

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

政府は、消費生活に関する消費者等の意見を広く施策に反映し、当該施策の策定の過程の公正性・透明性を確保するための制度の整備などの必要な施策を講じます。

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67	各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行って来ますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	平成 22 年度中を目途に結論を得ます。

●平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」(抜粋)

平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・仕組みの見直しなどにつき検討、一定の結論。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 23 年3月 14 日に物価担当官会議を開催し、各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱

	<p>いを定めていた「物価担当官会議申合せ」を改正した。</p> <p>・この申合せの改正により、<u>公共料金等の決定に当たり、従来は値上げの場合に限って消費者庁との協議等が行われることとなっていたところ、各省庁において消費者の立場に立った対応が図られているかどうかの確認を徹底する観点から、公共料金等を新規に設定する場合についても、消費者庁への協議等を行うこととした。</u></p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・「平成 22 年度中を目途に結論を得ます。」とされているところ、22 年度中に措置を講じることができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・改正した物価担当官会議申合せを今後適切に運用する。</p>

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 67 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (公共料金等の新規設定についても消費者庁との協議等を行うこととした。)

●消費者基本計画(抜粋)

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	関係省庁等	継続的に実施します。

●平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果(抜粋)(略)

審議会等における委員の選任等の状況

1 公共料金に関わる審議会等（主なもの）における委員の選任等の状況

所管省庁	審議会等の名称 (公共料金の種類)	委員構成	委員の選任状況		公開に関する規定	実際の公開状況
			消費者庁 (平成23年3月末)	消費者委員会 (平成23年12月末)		
総務省	情報通信行政・郵政行政審議会 (郵便料金、NTT東西加入電話)	・19名 (規程上30名)	2	1 (全相協前理事長)	原則公開	議事録、配付資料 審議資料等
	電波監理審議会 (電波利用料)	・5名 (規程上5名) ※国会同意	1	1 (消費生活アドバイザー)	規定無し	議事録、配付資料 審議資料等
金融庁	自動車損害賠償責任保険審議会 (自動車損害賠償責任保険料)	・13名 (規程上13名)	6	1 (日本消費者協会職員)	原則公開	議事録、配付資料
農林水産省	食料・農業・農村政策審議会 (指定食肉の安定上位価格等)	・22人 (規程上30名)	4	2 (全国消団連事務局長、主婦代表)	規定無し	議事録、配付資料
国土交通省	運輸審議会 (鉄道、バス、タクシー等)	・6名 (規程上6名) ※国会同意	6	0	規定無し	議事概要、 諮問・答申文

(注) 当委員会の調査結果による。

2 平成22年度中に消費者を代表する委員を増やしたとする審議会等における委員の選任等の状況

所管省庁	審議会等の名称 (公共料金の種類)	委員構成	委員の選任状況		公開に関する規定	実際の公開状況
			消費者庁 (平成23年3月末)	消費者委員会 (平成23年12月末)		
農林水産省	独立行政法人評価委員会	・25名 (規程上30名)	3	全国消団連事務局職員、全地婦連事務局長、主婦連合会役員	規定上は非公開	議事録、配付資料
	農林漁業保険審査会	・20名 (規程上20名)	1	全相協理事長	原則公開	議事録、配付資料
	獣医事審議会	・20名 (規程上20名)	1	元全国消団連事務局長	規定無し	議事要旨
	林政審議会	・20名 (規程上30名)	1	NPO団体役員	規定無し	議事録、配付資料
経済産業省	計量行政審議会	・19名 (規程上20名)	3	県地婦連役員、NACS役員、主婦連合会事務局長	原則公開	議事録、配付資料

(注) 当委員会の調査結果による。

公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて

〔 平成 23 年 3 月 14 日
物価担当官会議申合せ 〕

政府の規制する料金または価格（以下「公共料金等」という。）の新規設定及び変更に係る決定、認可その他の措置（以下「認可等」という。）については、消費者基本法第 16 条第 2 項の趣旨を踏まえ消費者に与える影響を十分に考慮すべく、下記により取扱うこととする。

なお、昭和 47 年 7 月 20 日付け物価担当官会議申合せ「公共料金等の改定の取扱いについて」はこれを廃止する。

記

1. 重要な公共料金等（別紙 1 に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）に付議する。
2. 上記以外の公共料金等（別紙 2 に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
3. その他は各省庁において処理するものとし、事後速やかに消費者庁へ情報提供を行う。
4. ただし、1. 及び 2. のうち法律、政令または予算による等、公共料金等が閣議を経て決定される場合には、重ねて関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うことは要しないこととする。この場合において、所管省庁はあらかじめ法令協議や予算編成段階等において消費者庁と調整を行うものとする。
5. 公共料金等の認可等について、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議が必要、かつ適当な特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うものとする。
6. 公共料金等に関する制度改正などにより本申合せの改定が必要と考えられる場合は、所管省庁は事前に消費者庁へ連絡するものとする。

別紙1 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4. に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
総務省	<p>(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限</p> <p>① 定形郵便物（25グラム以下のものに限る。）</p> <p>② 料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物</p> <p>(2) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金に係る基準料金指数の算出方法の設定又は変更</p> <p>(3) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金につき、変更後の料金の料金指数が(2)の基準料金指数を超える変更</p>
財務省	<p>(1) 製造たばこの小売定価（定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が50%を超える場合に限る。）</p>
文部科学省	〔 (1) 国立学校授業料の額の標準 〕
厚生労働省	〔 (1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） 〕
経済産業省	<p>(1) 一般電気事業者のうち、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の供給約款料金</p> <p>(2) 一般ガス事業者のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜）に係る供給約款料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）</p>
国土交通省	<p>(1) 以下に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① JR旅客会社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）</p> <p>② 民鉄大手15社（東武、西武、京王、小田急、東急、京急、京成、相鉄、名鉄、近鉄、京阪、南海、阪急、阪神、西鉄）</p> <p>③ 東京地下鉄及び6大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市をいう。以下同じ。）の公営地下鉄</p> <p>(2) 以下に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者（国際興業、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス東、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル）</p> <p>② 6大都市の公営事業者</p> <p>(3) 東京都特別区に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）</p>

別紙2 消費者庁と協議を行うものとする公共料金等

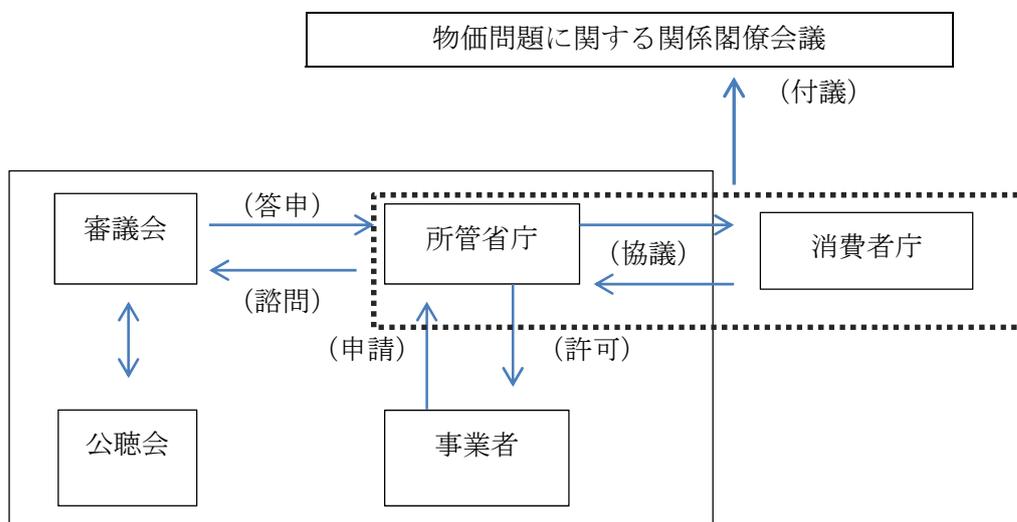
【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4. に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
警察庁	(1) 運転免許手数料の額の標準（試験手数料、交付手数料、更新手数料及び更新時講習手数料）
金融庁	(1) 自動車損害賠償責任保険料
総務省	(1) 第三種郵便物、第四種郵便物の料金 (2) 国内電報に関する基本的な料金（通常電報料） (3) 電波利用料
法務省	(1) 不動産登記法、商業登記法その他の法令による登記簿の謄抄本等の交付等の請求に関する以下の手数料 ① 登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本 ② 登記識別情報に関する証明書 ③ 地図等及び土地所在図等の全部又は一部の写し ④ 印鑑の証明書 ⑤ 建造中の船舶の登記がないことの証明 ⑥ 登記簿又はその付属書類の閲覧 ⑦ 本支店一括登記 (2) 戸籍手数料の額の標準
外務省	(1) 旅券手数料（都道府県が徴収できる手数料の額の標準を含む。）
財務省	(1) 製造たばこの小売定価 （定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が1%を超え50%以下の場合に限る。） (2) 製造たばこの最高販売価格 （価格の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が25%を超える場合に限る。）
文部 科学省	(1) 国立学校入学料の額の標準 (2) 国立学校検定料の額の標準 (3) 検定教科書の定価
厚生 労働省	(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。）
農林水産省	(1) 指定食肉（牛肉、豚肉）の安定上位価格及び安定基準価格
経済産業省	(1) 一般電気事業者のうち沖縄電力の供給約款料金 (2) 一般ガス事業者のうち、各都市に係る供給戸数15万戸以上の事業者の供給約款

所管	公共料金等の種類
	料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）
国土交通省	<p>(1) 別紙1の(1)に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更（重要なものを除く。）（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>(2) 保有客車数150両以上（公営事業者及び三大都市圏に路線を有する民営事業者については、保有客車数90両以上）の鉄道事業者又は軌道事業者の旅客の運賃の上限（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 保有客車数は、換算車両数（定員145人を1両）とする。</p> <p>(3) 新幹線鉄道に係る特別急行料金の上限</p> <p>(4) 別紙1の(2)に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更（重要なものを除く。）（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>(5) 保有車両数400台以上（公営事業者及び政令指定都市に路線を有する民営事業者については、保有車両数200台以上）の一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>(6) 人口50万人以上の都市に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）</p> <p>(7) トラック運送事業（一般貨物自動車運送事業）における特定地域の標準運賃</p> <p>(8) 指定区間における旅客船事業（一般旅客定期航路事業）の運賃の上限で、以下に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">① 主に旅客運送を行う者で使用する船舶が10,000t以上のもの</p> <p style="padding-left: 40px;">② 主に自動車航送を行う者で使用する船舶が50,000t以上のもの</p> <p>(9) 高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路の通行料金（割引制度に係るものを除く。）並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に係る高速自動車国道を除く高速道路の通行料金のうち重要なもの（割引制度に係るものを除く。）</p>

公共料金の改訂手続き

○ 改定手続きの基本的な流れ



News Release

平成24年2月21日
消費者庁

公共料金に関する研究会の立ち上げについて

消費者庁では、このほど、公共料金に関する現状と課題を整理するため、有識者による研究会を立ち上げます。これは、最近の公共料金をめぐる動向を踏まえて、消費者の観点からより適切な働きかけを検討するためのものです。

1. 趣旨

昨年3月の東日本大震災と原子力発電所事故が電気料金へ与える影響等をめぐる議論を契機に、国民生活における公共料金の重要性が、あらためて注目されています。

消費者庁は、消費者に与える影響を十分に考慮するとの観点から、重要な公共料金の認可等について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や所管省庁との協議を行っています。

最近の公共料金をめぐる動向を踏まえて、こうした対応が今後ますます重要になることから、公共料金に関する現状と課題を整理するため、有識者による研究会を立ち上げます。

2. 検討事項

- 消費者への情報提供、消費者の参画について
- 公共料金への消費者の理解に影響を与える事項について
 - ・料金の算定方法
 - ・政府による規制の在り方
 - ・企業努力 など
- その他

3. 研究会の位置づけ

副大臣主宰の研究会として開催します。

4. 構成メンバー

別紙のとおりです。

(別紙)

公共料金に関する研究会

委員名簿

委員

井手 秀樹	慶應義塾大学商学部教授
岩岡 宏保	埼玉県消費者団体連絡会事務局長
岸井 大太郎	法政大学法学部教授
古城 誠	上智大学法学部長
白山 真一	公認会計士／有限責任監査法人トーマツ パートナー
関口 博正	神奈川大学経営学部准教授
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター事務局長

(敬称略・五十音順)

オブザーバー

消費者委員会から参画

事務局

消費者庁 消費生活情報課

取組課題として盛り込む 論点について

出典:平成24年2月24日(金)

消費者庁「第1回公共料金に関する研究会」資料

取組課題として盛り込む論点について (案)

1. 消費者への情報提供・消費者の参画

- (1) 消費者に対する料金制度の「見える」化が適切に図られているか、消費者利益にとって重要な情報・項目が省略されていないか。
(現状) 公共料金の分野別の情報公開ガイドラインはおおむね策定され公表している
(論点)
- ・情報公開ガイドラインにおける料金制度の「見える化」の評価。情報の提供先である消費者の利益への十分な配慮の評価
 - ・情報公開ガイドラインそのものに対する消費者意見の反映
 - ・情報公開推進の枠組みとしての現行の横断的ガイドライン(平成12年作成)の妥当性
 - ・消費者のリテラシーの向上
- (2) 料金決定への消費者の参画は十分か、実質的なものになっているか。
(現状) 審議会、公聴会へ消費者(団体)が参加している。
(論点)
- ・消費者の意見を幅広く代表する立場、また消費者に議論の内容をフィードバックする機能を持つ消費者団体の参画体制の在り方
 - ・審議会、公聴会側の消費者団体の受け入れ態勢の在り方
- (3) 消費者にとって料金の予測可能性は高いか。
(現状) 料金の先行きが不透明との消費者の声あり
(論点)
- ・設備投資等と料金負担との関連の消費者に対する説明方法の在り方
- (4) 効率化、コスト削減等の経営努力が適切に行われているか。消費者に分かりやすく説明されているか。
(現状) 料金の根拠に関する定量的な説明が不足しているとの指摘
(論点)
- ・効率化、コスト削減と料金との関連の分かりやすい説明の在り方

2. 料金設定方式

- (1) 消費者の選択の幅や機会が適切に確保されるような、多様な料金メニューが提供されているか。
- (現状) 分かりづらいとの声あり
- (論点)
- ・それぞれの分野ごとの成功例、また業種横断的な成功例の共有化方法
 - ・提供方法の適切な評価基準、方法
- (2) 料金の水準や内容に消費者利益が十分に反映されるような料金設定方式になっているか。
- (項目例)
- ① 原価として算入する費用項目・計算期間
- (現状) 原価に含める項目、期間の妥当性に疑義(「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」(経済産業省))
- (論点)
- ・原価項目、期間の妥当性の考え方
- ② インセンティブ規制の導入
- (現状) ヤードスティック(電気、ガス、鉄道、バス、タクシー)
プライスカップ(通信)
- (論点)
- ・インセンティブ規制の現在の評価、今後の効果の見通し及び在り方
- ③ 原材料等財・サービスの価格低下の反映
- (現状) 「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日)、円高メリットの「見える化」: 全国10電力会社における燃料費調整単価の円高メリット公表
- (論点)
- ・これまでの評価、今後の在り方

3. 規制改革・経営努力

- (1) 料金の水準に内容が消費者利益が十分に反映されるように規制改革や経営努力が行われているか。
- (項目例)
- ① 新規参入・競争
- (現状) 広範に参入規制緩和
- (論点)
- ・これまでの評価と今後の在り方(例えばボトルネック施設、エッセンシャル・ファシリティに対するアクセス規制は横断的な課題か)
- ② 民営化、民間委託、PPP(PFI等)など様々な手法による効率化
- (現状) 国や地方自治体などが経営する公共料金分野で経営主体の民営化等が進展
- (論点)
- ・これまでの評価と今後の在り方
- ③ 採算性の異なる事業領域間の内部相互補助
- (現状) 内部補助の回避、外部補助制度の創設(公企業改革の一環)
- (論点)
- ・料金へ与える影響(低廉化の阻害要因となっているか)
- ④ 効率化、コスト削減等の企業努力
- (現状) -
- (論点)
- ・効率化、コスト削減等の経営努力が適切に行われているか。消費者に分かりやすく説明されているか。